



新型コロナウイルス感染拡大及び原油価格の高騰により事業の運営に支障が生じた町内で運送事業を営む事業者に対して、事業の維持又は継続のための支援として、予算の範囲内において支援金を交付します。

※交付対象者の条件など詳細については、裏面をご確認ください。

支援内容

次の額の合計金額を支援金として交付します。

(1 法人 1 回限り支給)

普通・小型・牽引 1 台あたり 1 万 2 千円

問合せ先

五霞町役場 まちづくり戦略課 政策グループ

〒306-0392

茨城県猿島郡五霞町小福田 1162-1

TEL：0280-84-1111（内線 223）

Mail：kikaku@town.goka.lg.jp

| | |
|---------------|--|
| 交付対象事業 | <p>次のいずれかに該当する事業を実施する法人</p> <p>(1)貨物自動車運送事業法に規定する「一般貨物自動車運送事業」</p> <p>(2)茨城県トラック協会定款に掲げる事業</p> |
| 交付対象者 | <p>次の要件を全て満たす運送事業者</p> <p>(1)令和4年9月30日時点において、町内で交付対象事業を実施しており、今後も継続して事業を営業する意思があること。</p> <p>(2)令和4年9月30日時点において、交付対象事業を営業するにあたり必要な許可又は認可を有し、かつ、町内に本社を有する法人又は茨城県トラック協会加盟の法人であること。</p> <p>(3)五霞町暴力団排除条例(平成23年条例第18号)第2条第1号から第3号までに規定する暴力団員等でないこと。</p> <p>(4)町税等が完納されており、直近の事業年分で確定申告をしていること。</p> <p>(5)法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第5号に規定する公共法人でないこと。</p> <p>(6)政治又は宗教上の組織でないこと。</p> |
| 申請方法 | <p>次の必要書類を添付の上、まちづくり戦略課まで郵送にて提出ください。</p> <p>(1)五霞町運送事業者支援金交付申請書兼請求書(様式第1号)</p> <p>(2)対象車両一覧(様式第2号)</p> <p>(3)交付対象事業を営むために必要な許認可を受けていることを証明する書類の写し</p> <p>(4)運輸局へ提出した直近の事業計画(変更)認可申請書及び事業計画(変更)届出書</p> <p>(5)町内に配置登録のある営業車両全ての車検証の写し及び写真(ナンバープレートが写っているもの)</p> <p>(6)直近の確定申告書類の写し(法人にあっては、法人税確定申告書別表一。開業後間もない等の理由により確定申告を行っていない場合は、申請時点までの売上げが確認できる書類)</p> <p>(7)振込先の通帳の写し</p> <p>(8)その他町長が必要と認める書類</p> |
| 申請期間 | <p>令和4年12月1日(木)～令和5年1月31日(火)【当日消印有効】</p> <p>※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、「郵送」での提出に御協力願います。</p> |
| その他 | <p>(1)本支援金の申請書等の様式については、五霞町公式ホームページへ掲載しております。</p> <p>(2)虚偽、その他不正の手段により支援金の交付を受けたときには、交付決定を取消し、又は既に交付した全額又は一部の返還を求める場合があります。</p> |